

銃砲刀剣類所持等取締法第27条第1項に基づく銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る  
処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和2年1月10日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第27条第1項	根拠条項：第27条第1項
処分の概要： <u>銃砲等</u> の提出命令	処分の概要： <u>銃砲等又は刀剣類</u> の提出命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項（所持の禁止）、 <u>同第4条</u> （所持許可）、 <u>同第6条</u> （国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、 <u>同第10条第1項</u> （運搬、携帯の制限）、 <u>同第14条</u> （登録）、 <u>同第21条</u> （所持の態様についての制限）、 <u>同第27条第1項</u>	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項（所持の禁止）、第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第10条第1項（運搬、携帯の制限）、第14条（登録）、第21条（所持の態様についての制限）、第27条第1項
処分基準： 当該銃砲又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。	処分基準： 当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：